社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）概要（令和６年６月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会）

資料５

１．社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

（１）社会教育の裾野の拡大

○**学校教育と社会教育との連携**による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における**地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大**
○**社会教育の担い手**は、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、**首長部局や民間企業に広がるなど、多様化**
⇒ **社会教育の裾野が拡大**する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる**社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要**

（２）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事「**地域全体の学びのオーガナイザー**」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、**地域全体の社会教育振興の中核**を担う

社会教育士「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」

現場レベルの活動において、**各分野の専門性と社会教育の知見を活かし**ながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

○社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、**社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要に**
⇒各教育委員会における**社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制の整備が望まれる**

（３）社会教育人材の確保の必要性

○社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけではなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、**社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要**　⇒**幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要**

２．社会教育人材の養成について

（１）社会教育人材に求められる能力・知見

○全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、**地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得**が求められる
○関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、**関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図る**ことが必要

（２）社会教育人材の養成の在り方

○社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置く**ことを基本とすることが適当
○**社会教育主事**については、地域の実情を踏まえつつ、**講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用**することが望ましい方向性の一つ
○講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、**各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい**
○講習・養成課程の修了後においても、**多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用**を通じて**社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要**

3．社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事講習の定員拡大

受講希望者の増加により、定員超過が継続⇒**社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務**

多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

【受講形態の多様化】 オンライン・オンデマンドを含め、できる限り受講者のニーズに応じられるように**多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる**

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

・**複数機関によるカリキュラムの策定**により講習内容の維持・充実を図る　・現行でも可能な**分割履修**の円滑な実施に向け、国は**受講記録の保存期間を５年以上と設定**

・各講習実施機関は、**提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等の分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが期待**される

【講習科目の提供方法の弾力化】 国は、大学等の判断により**１から４科目の開設を可能**とし、国の委託費を活用しない講習について、**複数年での開講**や、**受講料の徴収を認める**

養成課程における取組

教職課程を含めた他分野専攻の学生が履修しやすくなるような取組など、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進を期待

講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

国は、講習実施機関を対象とする意見交換会を定期的に開催し、講習実施機関間の連携・協力を促進

講習の受講資格の明確化

国は**社会教育関係団体や地域学校協働活動等の一定の活動経験、海外大学卒を講習の受講資格要件に参入できる**旨を通知等で明確化

社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

国は、**資格の内容等に応じて講習受講科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準の検討**を進める必要

4．社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

社会教育主事の配置促進

・国は、市町村における社会教育主事の配置の**好事例等を周知**し、**社会教育主事の専門職としての有用性について改めて理解増進を図る**必要

・地方公共団体における社会教育人材の計画的な育成のため、国は**任用予定者の受講枠の確保、講習の受講促進、定員増加**等を進め、**社会教育主事の配置を促していく必要**

社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示

国は、**活躍事例の収集・分析**、**ロールモデルや活躍先の提示**等により社会教育士の活用イメージを広く周知する必要

社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

・国は、**社会教育士の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用**等を促す必要

・**指定管理の社会教育施設が、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件**等とすることや、**社会教育士を称する際に自らの専門性を付記**することも有効
（「**社会教育士（講習）×学校連携**」、「**社会教育士（養成課程）×まちづくり**」など）

社会教育人材のネットワーク化

・社会教育人材ネットワークは、全国規模、都道府県・市町村等の地域単位、自発的な「同窓会型」等、**機能毎に複層的に構築することが重要**

・**全国規模のネットワーク**は、国が中心となり、**都道府県・指定都市の社会教育主事が集まる場の充実を図る**とともに、持続的なネットワークの確立に向けた課題について検討

・**地域単位のネットワーク**は、地方公共団体等が行う社会教育に関する**研修などの機会を活用**し、**社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握**し、**地域の幅広い社会教育人材のつながりの構築**に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、**各地域の実情に応じて運営し、研修や交流を行う**ことが望ましい

・**「同窓会型」**（同じ講習・養成課程の修了者）**のネットワーク**は、顔の見える関係を活かした機動的な交流や、持続可能性の観点から他のネットワークとの連携に期待

旧制度における受講者の社会教育士の称号付与の促進

令和２年度以降の**新設２科目を受講しやすい環境の整備**など、旧制度下の修了者の社会教育士の称号取得を促進

修了証書の在り方

講習実施機関が発行する修了証書について、**社会教育士の称号が付与された旨を明確化**するとともに、養成課程についても同様の協力を求める必要

継続的な学習機会の確保等

・**国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進**など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要

・学習の成果や、専門性・得意分野を示すことにもつながりうる**デジタルバッジの活用について、具体的な調査検討を進める必要**

5．おわりに

社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待

社会教育の裾野の広がりと、社会教育人材が果たすべき役割

文部科学省

社会教育の裾野の広がり

○人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
○多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

○多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大
（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
○社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備

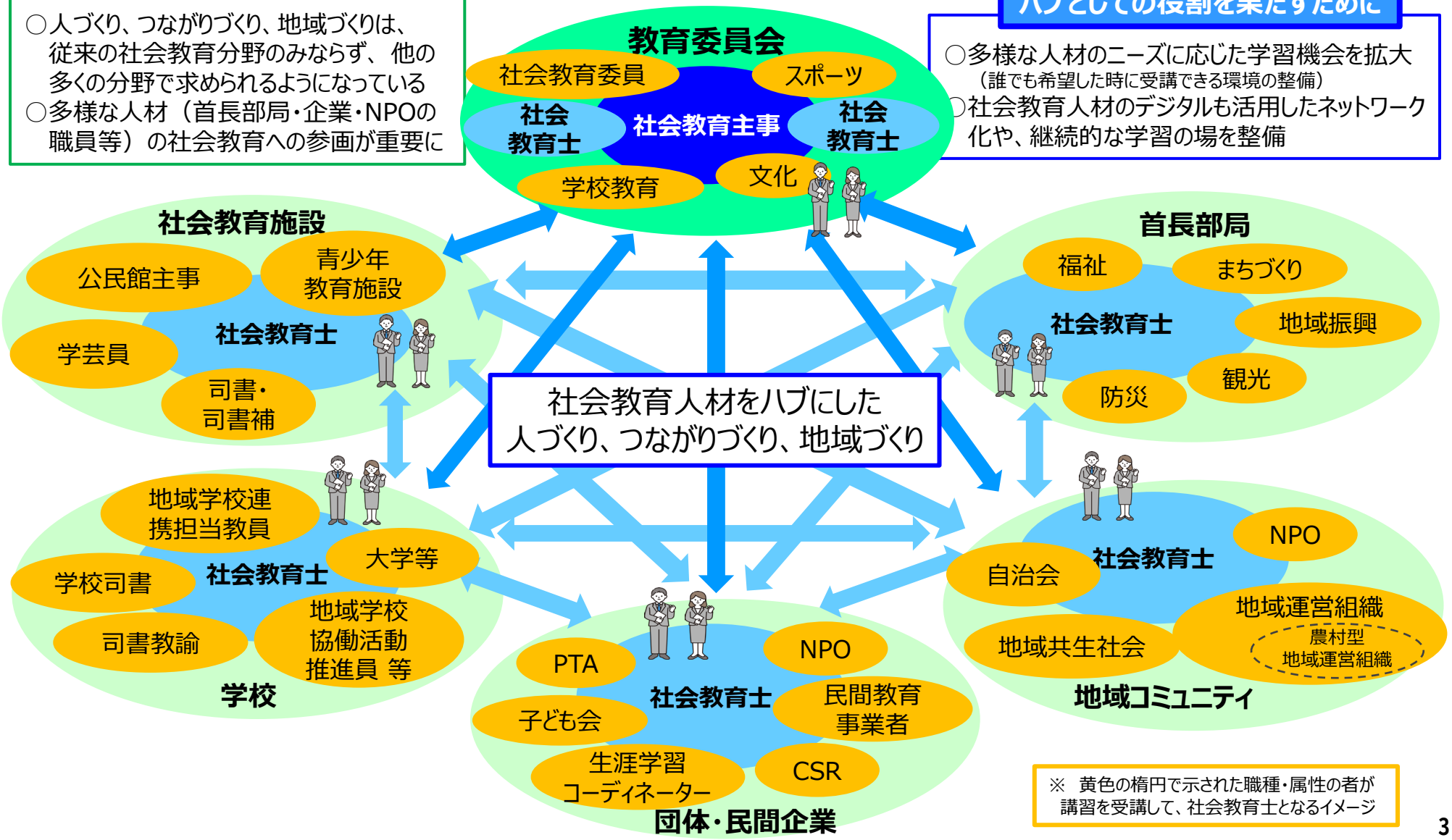

※　黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会委員名簿

臨時委員：令和５年４月１８日発令
専門委員：令和５年５月２５日発令
（五十音順）

（臨時委員）

	古　賀　桃　子	特定非営利活動法人ふくおかＮＰＯセンター代表、北九州市立大学大学院マネジメント研究科（ビジネススクール）教授
	関　　福　生	愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長
	野　津　建　二	島根県教育委員会教育長
◎	牧　野　　篤	東京大学大学院教育学研究科教授

（専門委員）

○	青　山　鉄　兵	文教大学人間科学部准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員
	伊　藤　智代子	東京都小金井市公民館緑分館　分館長
	井　上　昌　幸	栃木県立真岡工業高等学校長
	大　村　　惠	愛知教育大学教育学部教授
	倉　持　伸　江	東京学芸大学教育学部准教授
	塩　田　信　行	明治安田生命保険相互会社執行役員 ブランド戦略部長
	原　　義　彦	東北学院大学地域総合学部教授
	山　本　　進	北海道東神楽町長

◎部会長　○副部会長
令和６年４月１日時点

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

＊社会情勢の変化

○社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。

○高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化**。

◎第４期教育振興基本計画（令和５年６月16日閣議決定）

○「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。

○社会教育による**「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。

○社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和６年６月）

○重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材

○**障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠

○社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】（令和６年６月）

○調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国･地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和６年６月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

６文科教第６３８号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について

令和６年６月２５日

文 部 科 学 大 臣　　盛　山　　正　仁

（理　由）

昭和 24 年６月に社会教育法が制定されてから、75 年が経ちました。この間、地方公共団体や関係機関・団体等をはじめ、各般におけるたゆまぬ努力により、個人の要望や社会の要請に応え、社会教育の振興が図られてきました。一方、社会情勢は大きく様変わりし、現代においては、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代となっており、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決や、人生 100 年時代における共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が求められています。さらに、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化しています。

こうした中、令和５年６月に第４期教育振興基本計画を閣議決定し、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。また、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要があります。

また、第 12 期生涯学習分科会では、第 11 期分科会までの議論を基に、第４期教育振興基本計画を踏まえ、社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材について重点的に議論を重ね、社会教育人材部会における調査審議も踏まえ、本年６月に議論の整理がとりまとめられました。ここでは、全世代の一人ひとりの主体的な学びを尊重し、個人の幸せと他者との関係性の構築といったウェルビーイングを目指す上で、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であるとされています。また、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されています。

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策についてです。

第 12 期生涯学習分科会の議論の整理や社会教育人材部会の最終まとめ等を踏まえ、今後の方向性が示された社会教育主事と社会教育士の役割、社会教育人材の質

的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について、これらの内容を実効性のあるものとするための具体的方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○　社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

特に、社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化、社会教育行政と関係機関（関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等）との連携促進、社会教育人材ネットワークの構築・活性化、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進の観点から、行政の役割も含め御検討をお願いします。

○　社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化

特に、社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方、社会教育士の更なる活躍促進の観点からの御検討をお願いします。

○　社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

特に、異なる役割に応じた養成方法・内容の確立、講習実施機関の拡大、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策の観点からの御検討をお願いします。

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○　地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTA や子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○　公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○　青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○　地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○　共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域に

おける関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方についてです。
第一及び第二の検討事項を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○　社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方
　特に、社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割の観点からの御検討をお願いします。
○　社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方
○　社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、この他にも地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方と推進方策に関連し、必要な事項について御検討をお願いします。

中央教育審議会生涯学習分科会
社会教育の在り方に関する特別部会委員名簿

委員：令和５年３月 10 日発令
臨時委員：令和６年８月１日発令
（敬称略・五十音順）

（委員）

	内　田　由紀子	京都大学人と社会の未来研究院院長・教授
◎	清　原　慶　子	杏林大学客員教授，前東京都三鷹市長
○	萩　原　なつ子	独立行政法人国立女性教育会館理事長

（臨時委員）

	青　山　鉄　兵	文教大学人間科学部准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員
	安　齋　宏　之	ふくしま学校と地域の未来研究所代表
	小田切　徳　美	明治大学農学部教授
	柏　木　智　子	立命館大学産業社会学部教授
	金　澤　善　明	明治安田生命保険相互会社執行役員　地域リレーション推進部長
	古　賀　桃　子	特定非営利活動法人ふくおかＮＰＯセンター代表
	小　見　まいこ	NPO 法人みらいず works 代表理事
	杉　野　みどり	名古屋市副市長
	関　　福　生	愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長
	都　竹　淳　也	岐阜県飛騨市長
	野　津　建　二	島根県教育委員会教育長
	東　　琴　乃	大学生、喜入マナビバプロジェクトつわぶき代表
○	牧　野　　篤	東京大学大学院教育学研究科教授
	美　田　耕一郎	公益社団法人全国子ども会連合会会長
	村　井　美　樹	俳優、タレント、社会教育応援大使
	八　木　浩　光	一般財団法人熊本市国際交流振興事業団常務理事
	山　本　　進	北海道東神楽町長

◎部会長　○副部会長
令和６年８月 28 日時点
※古賀、関、野津、牧野各委員の発令日は令和５年４月 18 日

中央教育審議会生涯学習分科会
社会教育の在り方に関する特別部会の議論の状況について

○　社会教育の在り方に関する特別部会については、第 12 期中に計６回開催。各回の議事は以下の通り。

【第１回】令和６年８月 28 日
- 「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」（意見交換）

【第２回】令和６年 10 月１日
- 地域のウェルビーイングと社会教育（内田委員発表）
- コミュニティと社会教育＆公民館（山本委員発表）
- 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方について（意見交換）

【第３回】令和６年 10 月 25 日
- 農村における「地域づくり」の実態と課題－社会教育と社会教育人材への示唆－（小田切委員発表）
- 共生社会の実現と社会教育（柏木委員発表）
- 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方について（意見交換）

【第４回】令和６年 11 月 15 日
- 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化（関委員発表）
- 社会教育主事・社会教育士養成の今後の方向性について（青山委員発表）
- 社会教育主事・社会教育士について（意見交換）

【第５回】令和７年１月 30 日
- 社会教育主事・社会教育士について（意見交換）
- 審議事項１に関する意見の整理（素案）について（意見交換）

【第６回】令和７年３月６日
- 若者の社会教育参画へ向けて（東委員発表）
- 審議事項１に関する意見の整理（案）について（意見交換）
  → 部会長一任、今後成案を公表予定

○　第 13 期は、主に審議事項２（社会教育活動の具体的な推進方策）及び審議事項３（国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方）について審議予定。